

計画作成年度	令和 7 年度
計 画 主 体	山口県 柳井市

柳井市鳥獣被害防止計画

(令和 8 年度～令和 10 年度)

<連絡先>

担当部署名 柳井市 経済部 農林水産課
所在地 柳井市南町 1 - 1 0 - 2
電話番号 0820-22-2111 (内線 354・355)
F A X 番号 0820-23-7474
メールアドレス norinsuisan@city-yanai.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、タヌキ、アナグマ、カラス、ヒヨドリ、カワウ、ヌートリア
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	山口県柳井市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積	被害金額
イノシシ	水稻	4.70ha	5,849千円
	いも類	0.18ha	391千円
	果樹類	0.10ha	176千円
	小計	4.98ha	6,416千円
ニホンザル	果樹類	0.40ha	706千円
	小計	0.40ha	706千円
ニホンジカ	目撃情報はあがるが、被害は不明		
タヌキ	野菜類	0.02ha	462千円
	果樹類	0.04ha	70千円
	小計	0.06ha	532千円
アナグマ	野菜・果樹	被害報告はあるが不明	
カラス	果樹類	0.14ha	247千円
	小計	0.14ha	247千円
ヒヨドリ	果樹類	0.14ha	247千円
	小計	0.14ha	247千円
カワウ	魚類	被害報告はあるが不明	
ヌートリア	野菜・果樹	被害報告はあるが不明	
合計		5.72ha	8,148千円

(2) 被害の傾向

- ①イノシシは市内全域に多数生息し、農林作物に被害をもたらしている。さらに、生息域は平郡島にまで拡大しており、被害も広がっている。また、市街地周辺の農地等にも出没しており、通学児童等の安全性や地域住民の生活に支障をきたしている。被害の多くは、水稻、野菜、果樹等の農作物であるが、農地や水路の法面、石垣の掘り崩しも確認されている。また、雨季には水路の崩壊による人家への被害が懸念される。さらに、農林作物への被害は、高齢者の多い農村地域において耕作意欲の低下を招き、耕作放棄地の拡大等、農業の衰退化が懸念される。
- ②ニホンザルによる被害及び目撃情報が近年急増している。主に山陽本線以北の中山間地域において野菜や果樹等の農作物への被害が発生している。一方で、住宅地や市街地にも出没し、屋根の上に昇ったり、ベランダ等へ侵入したりして物品を破損するなど、生活環境への被害も発生している。また、「はぐれザル」については、山陽本線以南の半島部にも散発的に出没して被害をもたらしている。
- ③ニホンジカについては、近年数頭ほど目撃等がされ、被害区域の拡大を防ぐ対策が必要である。
- ④タヌキ及びアナグマによる被害も近年多く発生している。被害規模は比較的小さいものの、小動物については防護対策が十分に行われていない地域も多く、被害区域が拡大する傾向にある。
- ⑤カラスによる被害は、市内全域で年間を通して発生しており、野菜類や果樹類への被害が多い。また、ごみ集積所にも出没し、ごみを散乱させるなど生活環境への被害も発生している。
- ⑥ヒヨドリによる被害は、冬場における柑橘類や野菜類を中心に多く発生している。
- ⑦カワウについては、近年、生息数が急激に増加しており、浅い海域において稚魚等の捕食による漁業被害が発生している。猟銃による捕獲等の対策が急務であるが、市街地周辺の河川やため池、海上、海岸及び漁港等に生息しているため、猟銃の使用が困難な状況にあり、対応に苦慮している。また、離れ島（烏島）には、集団繁殖する場所が存在し、立木の頂上に巣を作っているため、捕獲や巣の除去等について早急な対策が求められる。
- ⑧外来生物であるヌートリアについては、目撃情報が急激に増えており、平郡島を除く市内全域に分布が拡大しており、捕獲による駆除等の対策が急務となっている。

(3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	指標	現状値 (6年度)	目標値		
			(8年度)	(9年度)	(10年度)
イノシシ	被害金額 (千円)	6,416	5,774	5,197	4,677
	被害面積 (ha)	4.98	4.48	4.03	3.63
ニホンザル	被害金額 (千円)	706	635	572	515
	被害面積 (ha)	0.40	0.36	0.32	0.29
タヌキ	被害金額 (千円)	532	479	431	388
	被害面積 (ha)	0.06	0.054	0.049	0.044
カラス	被害金額 (千円)	247	222	200	180
	被害面積 (ha)	0.14	0.126	0.113	0.101
ヒヨドリ	被害金額 (千円)	247	222	200	180
	被害面積 (ha)	0.14	0.126	0.113	0.101
合 計	被害金額 (千円)	8,148	7,332	6,600	5,940
	被害面積 (ha)	5.72	5.146	4.625	4.166

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>中山間地域や農作物被害を受けている農家に向けて、わな猟免許の取得を推奨してきた。</p> <p>また、中山間地域等直接支払制度等を活用し、「自分の農地は自分で守る」という趣旨のもと、地域ぐるみで取り組まれている。捕獲を扱う猟友会では、県内唯一の準会員制度を導入し、猟友会員の増加を図られている。平成24年度からイノシシ捕獲用大型箱わなの貸出を行っており、捕獲対策に努めている。加えて、平成28年度からサル捕獲用大型囲いわなを設置し、サルの捕獲対策に取り組んできた。</p> <p>令和6年度有害鳥獣捕獲事業 総事業費 8,033,057円 捕獲頭数 イノシシ756頭、ニホンザル2頭 ニホンジカ1頭、タヌキ18頭、 アゲマ120頭、野鳥47羽、 ヌートリア8頭</p>	<p>「銃による捕獲隊」と「わなによる捕獲隊」を組織して、現場の状況に応じた捕獲方法を実施しているが、「銃による捕獲隊」の高齢化が進んでいる。また、市街地に出没する野生鳥獣への対応方法に苦慮している。</p> <p>依然として、被害の発生が多く、一層の捕獲対策が求められており、引き続き捕獲機材の導入や捕獲隊員の確保・育成が必要である。</p> <p>さらに、イノシシ等の捕獲後の処分方法についても苦慮している。</p> <p>サル捕獲用大型囲いわなについては、導入から年数が経過し、捕獲が困難になってきており、移設や増設を検討するとともに、わなの維持管理費(エサ)の確保が必要である。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>イノシシ対策用の電気柵などの侵入防止柵については、個人単位だけでなく、地域や集落単位での設置を推進している。観光果樹園においては、サルの出没が増加して、被害が急増したことから、サル対策用防護柵を設置している。</p> <p>令和6年度電気柵等設置事業 総事業費 1,536,000円 設置距離 8,919m</p>	<p>市内全域における侵入防止柵の設置箇所はまだ部分的であり、未設置箇所では農作物被害が発生している。</p> <p>また、被害は山間部の農地から半島部や離島まで市全体に拡大しており、さらなる侵入防止柵の普及とともに、地域ぐるみで鳥獣対策に取り組むように集落への啓発等が必要である。</p>

<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>侵入防止柵の設置方法や、サルへの追い払いや防護柵の設置方法に関する研修会を実施してきた。</p> <p>また、イノシシやサル等の野生鳥獣の「エサ場を作らない」取組として、餌付け防止に関する啓発を行ってきた。</p>	<p>イノシシ、サル、シカの生息区域が拡大していることから、これまで被害の少なかった農家や集落を含め、より広範な住民への周知が必要である。今後も、農業委員会など関係機関と連携し、侵入防止柵の設置推進や狩猟免許の取得に一層取り組む必要がある。</p> <p>また、エサとなる残飯や野菜くずの放置、ヒコバエや摘果した果実、収穫されなかった果実を野生鳥獣に容易に採食させないよう、継続して啓発活動を行っていく必要がある。</p>
---------------------	--	---

(5) 今後の取組方針

<p>野生鳥獣と人間との住み分けは、農作物の被害を減少させる上で重要な課題である。そのため、「何でも行政に全て任せる」という考え方ではなく、地域や集落が中心となり、「自分の農地は自分で守る」、「エサ場を作らない」という認識を持つことが求められる。農業者、農業委員会、猟友会及び行政が連携し、被害状況に即した対策を実施する必要がある。</p> <p>また、地域や集落単位で被害状況の共有や意見交換を行いながら、現場の状況に応じた有害鳥獣捕獲、侵入防止柵の設置、緩衝帯の整備、追い払い等に地域ぐるみで取り組むことが農作物の被害の減少及び有害鳥獣の適正な個体数の調整につながる。</p> <p>本市では、中山間地域等直接支払制度や国・県の補助事業、単市補助事業等を活用し、侵入防止柵等の設置を地域や集落単位で検討し、推進する。また、猟友会の正会員に比べ年会費が優遇されている準会員制度の周知に努め、捕獲隊員の増加を図るとともに、わな猟免許取得者に対して捕獲機材の貸出や捕獲技術向上研修会等を実施し、捕獲頭数の増加を目指す。</p> <p>さらに、啓発活動として、侵入防止柵の設置方法や設置箇所の再点検、農作物の被害防止対策について周知を行う。特に、田畑に放置された野菜くずや、ヒコバエ、摘果した果実の放置、収穫されなかった果実などが、有害鳥獣にとって容易に採食できるエサとなっていることを認識することが重要である。このため、地域住民や農家を対象に、研修会や講演会の開催、市ホームページ、広報紙及びチラシ等を通じて周知を図る。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

有害鳥獣捕獲隊	被害農業者等からの依頼を受け、「銃による捕獲隊」及び「わなによる捕獲隊」が現地調査を実施し、被害状況に応じた適切な捕獲方法で対処する。
中山間集落協定	中山間地域等直接支払制度を活用し、わな猟免許の取得やわなの購入等を行うとともに、集落が協力し合いながら有害鳥獣の捕獲に取り組む。

(2) その他捕獲等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ タヌキ アナグマ カラス ヒヨドリ カワウ ヌートリア	有害な獣類については、箱わなや地域で取り組む 囲いわな等の捕獲機材の導入を推進するとともに、 狩猟免許取得を目的とした事前講習会を山口県猟友 会と連携して実施する。また、猟友会の準会員制度 の周知や、導入された箱わなの貸出等を行うことに より、捕獲隊員の確保及び育成を図る。 有害な鳥類については「銃による捕獲隊」に捕獲 を依頼する。 また、集落等の地域ぐるみで、地域住民が主体と なって鳥獣対策に取り組むように啓発する。
9年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ タヌキ アナグマ カラス ヒヨドリ カワウ ヌートリア	有害な獣類については、箱わなや地域で取り組む 囲いわな等の捕獲機材の導入を推進するとともに、 狩猟免許取得を目的とした事前講習会を山口県猟友 会と連携して実施する。また、猟友会の準会員制度 の周知や、導入された箱わなの貸出等を行うことに より、捕獲隊員の確保及び育成を図る。 有害な鳥類については「銃による捕獲隊」に捕獲 を依頼する。 また、集落等の地域ぐるみで、地域住民が主体と なって鳥獣対策に取り組むように啓発する。
10年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ タヌキ アナグマ カラス ヒヨドリ	有害な獣類については、箱わなや地域で取り組む 囲いわな等の捕獲機材の導入を推進するとともに、 狩猟免許取得を目的とした事前講習会を山口県猟友 会と連携して実施する。また、猟友会の準会員制度 の周知や、導入された箱わなの貸出等を行うことに より、捕獲隊員の確保及び育成を図る。 有害な鳥類については「銃による捕獲隊」に捕獲

	カワウ ヌートリア	を依頼する。 また、集落等の地域ぐるみで、地域住民が主体となつて鳥獣対策に取り組むように啓発する。
--	--------------	--

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
①	イノシシの捕獲頭数は、令和元年度692頭、令和2年度984頭、令和3年度840頭、令和4年度794頭と減少し、令和5年度518頭、令和6年度756頭と豚熱の流行等による減少後に回復して増加しており、依然として高い水準にある。また、目撃情報も多数寄せられている。第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画及び近年の捕獲実績を基準とし、生息動向や被害状況を考慮した上で、捕獲計画数を定める。
②	ニホンザルの捕獲頭数は、令和元年度15頭、令和2年度7頭、令和3年度16頭、令和4年度14頭と大型囲いわなによる捕獲ができていたが、令和5年度5頭、令和6年度2頭と近年は捕獲数が減少しており、また、目撃情報が多数寄せられ、生息区域も拡大している。第二種特定鳥獣（ニホンザル）管理計画及び近年の捕獲実績を基準とし、生息動向や被害状況を考慮した上で、捕獲計画数を定める。
③	ニホンジカの捕獲頭数については、平成30年度2頭を最後に捕獲が無かったが、令和5年度1頭、令和6年度1頭の捕獲があり、目撃の報告がある。第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画及び近年の捕獲実績を基準とし、生息動向や被害状況を考慮した上で、捕獲計画数を定める。
④	その他の鳥獣については、近年の捕獲実績等を基準として、捕獲計画数を定める。
⑤	ヌートリアについては、目撃情報が増加し、平郡島を除く市内全域に分布が拡大しており、捕獲による駆除等の対策が急務である。捕獲頭数は、令和5年度13頭、令和6年度8頭の報告がある。近年の捕獲実績を基準とし、生息動向や被害状況を考慮した上で、捕獲計画数を定める。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ	900	900	900
ニホンザル	100	100	100
ニホンジカ	10	10	10
タヌキ	200	200	200
アナグマ	200	200	200
カラス	100	100	100
ヒヨドリ	100	100	100
カワウ	100	100	100

ヌートリア	100	100	100
-------	-----	-----	-----

捕獲等の取組内容
<p>鳥獣保護区を除く市内全域において、狩猟期以外のほぼ年間を通じて有害鳥獣の捕獲を実施する。「銃による捕獲隊」及び「わなによる捕獲隊」を編成しているが、銃免許所持者の高齢化が進んでいることから、箱わなやくくりわなを主体とした効率的な捕獲を実施する。このため、捕獲技術の向上を目的として、「箱わなの架設方法や捕獲技術及び止め刺し並びに解体の方法」に関する研修会を実施するとともに、事故防止の徹底を図るため、「安全講習会」を狩猟期前に年1回実施する。また、住民に対しては「自分の農地は自分で守る」という趣旨のもと、中山間地域や集落等の地域をあげた取組を実施するため、具体的には、防護柵の設置方法や緩衝帯の整備等に関する出前講座等の開催、準会員制度の促進、箱わなの貸出等を行い、捕獲隊員の新規確保を図るとともに、被害の未然防止に努める。</p> <p>さらに、狩猟者の捕獲意欲の向上を目的として有害鳥獣捕の獲奨励金について国の交付金に加え、市単独事業を継続する。また、国の緊急捕獲活動支援事業を活用し、捕獲頭数の増加に向けた取組を進める。</p> <p>サルによる農作物被害等が急増していることから、地域ぐるみで取り組む集落にサル捕獲用大型囲いわなを設置し、地域住民及び猟友会と連携して、捕獲頭数の増加を図る。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限の委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	柵の種類	整備内容		
		8年度	9年度	10年度
イノシシ ニホンザル ニホンジカ タヌキ アナグマ ヌートリア	電気柵	10,000m	10,000m	10,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ ニホンザル ニホンジカ タヌキ アナグマ ヌートリア	地域住民が主体となり、侵入防止柵設置個所の見回りを実施するとともに、草刈り等による維持管理、破損個所の修繕や爆竹等を用いた鳥獣の追い払い活動を行う体制の整備を図る。	地域住民が主体となり、侵入防止柵設置個所の見回りを実施するとともに、草刈り等による維持管理、破損個所の修繕や爆竹等を用いた鳥獣の追い払い活動を行う体制の整備を図る。	地域住民が主体となり、侵入防止柵設置個所の見回りを実施するとともに、草刈り等による維持管理、破損個所の修繕や爆竹等を用いた鳥獣の追い払い活動を行う体制の整備を図る。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
8年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ その他鳥獣	地域において、有害鳥獣被害防止に関する普及啓発を行い、地域住民が主体的となり、鳥獣の隠れ場所となる耕作放棄地や空き地等の藪及び竹林の刈り払い、緩衝帯の整備、収穫しない野菜や果樹等の除去を推進する。 また、狩猟免許の取得を促進し、捕獲体制を整備して個体数の低減を図り、出没や被害を防止する。
9年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ その他鳥獣	地域において、有害鳥獣被害防止に関する普及啓発を行い、地域住民が主体的となり、鳥獣の隠れ場所となる耕作放棄地や空き地等の藪及び竹林の刈り払い、緩衝帯の整備、収穫しない野菜や果樹等の除去を推進する。 また、狩猟免許の取得を促進し、捕獲体制を整備して個体数の低減を図り、出没や被害を防止する。
10年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ その他鳥獣	地域において、有害鳥獣被害防止に関する普及啓発を行い、地域住民が主体的となり、鳥獣の隠れ場所となる耕作放棄地や空き地等の藪及び竹林の刈り払い、緩衝帯の整備、収穫しない野菜や果樹等の除去を推進する。 また、狩猟免許の取得を促進し、捕獲体制を整備

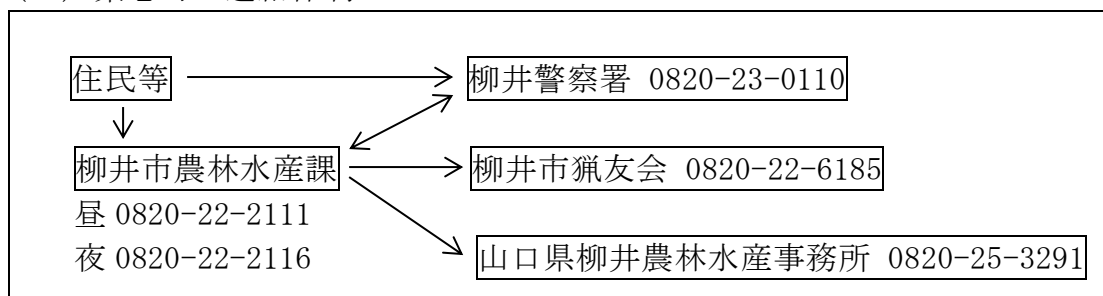
	して個体数の低減を図り、出没や被害を防止する。
--	-------------------------

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
柳井市農林水産課	被害状況等の確認、関係機関への連絡調整 住民への注意喚起等の広報活動 爆竹等による追い払い活動
柳井警察署	住民の生命、身体又は財産に係る被害を防止 被害状況等の確認、関係機関との連絡調整 住民への注意喚起等の広報活動
柳井市猟友会	被害状況等の確認、捕獲又は追い払い活動
山口県柳井農林水産事務所	関連情報の提供、関連対策について助言及び指導

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲等をした対象鳥獣については、山野等に放置することなく、捕獲現場での埋設や、適切な処理施設において焼却するよう指導し、適正に処理する。
--

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	今後、協議していく。
ペットフード	今後、協議していく。
皮革	今後、協議していく。

その他 (油脂、骨製品、 角製品、動物園等 でのと体給餌、学 術研究等)	今後、協議していく。
--	------------

(2) 処理加工施設の取組

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	柳井市有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関の名称	役割
柳井市農林水産課	事務局を担当し、協議会に関する連絡及び調整を行う。
柳井市農業委員会	有害鳥獣に関する情報提供を行う。
柳井市猟友会	有害鳥獣に関する情報提供及び有害鳥獣捕獲の実施を行う。
鳥獣保護管理員	鳥獣保護管理の観点から有害鳥獣に関する情報提供を行う。
山口県農業協同組合南すおう統括本部	有害鳥獣に関する情報提供を行う。
山口県農業共済組合 東部支所	有害鳥獣に関する情報提供を行う。
山口県東部森林組合	有害鳥獣に関する情報提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山口県柳井農林水産事務所 山口県岩国農林水産事務所	オブザーバーとして柳井市有害鳥獣捕獲対策協議会に参加し、有害鳥獣に関する情報及び被害防止技術の提供、その他必要な支援を行う。
柳井警察署	オブザーバーとして柳井市有害鳥獣捕獲対策協議会に参加し、有害鳥獣に関する情報及び被害防止技術の提供、その他必要な支援を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊は、柳井市猟友会と連携し、捕獲隊員を捕獲従事者として、有害鳥獣による被害報告や出没情報に対して迅速に対応する。また、捕獲対策を推進するため、農家及び住民に対し準会員制度の周知を図り、わな猟又は銃猟又はその両方の狩猟免許取得を提案する。被害防止対策については、集落単位での侵入防止柵の設置や餌付け防止等について指導する。

令和8年1月末現在、隊員数（市職員）13名

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

近隣市町の鳥獣被害防止対策協議会との連携を行う。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

農地及び家庭菜園等に放置された残飯や野菜くず、ヒコバエや摘果後に放置したり、収穫しない果実、墓のお供え物など、無意識のうちに有害鳥獣へエサを与えている実態を理解してもらうため、地域住民及び一般市民を対象に、研修会等の開催、市のホームページ、広報紙及びチラシ等を通じた周知啓発を行う。